

那賀川左岸堤防地震・津波対策事業環境保全検討委員会 設立趣旨

1. 委員会の目的

東日本大震災の教訓を踏まえ、近い将来高い確率で発生が予測されている「東南海・南海地震等」に係る地震・津波対策を、全国防災事業として那賀川下流部で緊急的に実施することとなった。このため、実施にあたっては防災対策と環境保全の調和した事業を推進することから、環境配慮事項及び環境保全措置等の具体的な手法に関して、事業者へ助言を行うことを目的とする。

2. 委員会の進め方

■ 委員会の開催頻度・時期

当委員会については、地震・津波対策事業実施時の環境配慮事項の具体的な手法、代償措置を実施する際の具体的な手法等に関する助言を行うものであり、本年度に2回程度の開催を予定している。

■ 委員会の議事内容

H24年度は、下記内容について助言するものである。

- (1) 地震・津波対策事業実施時の環境保全に係る環境調査の内容・方法に関する助言。
- (2) 地震・津波対策事業実施時の環境配慮事項の具体的な手法に関する助言。
- (3) 代償措置を実施する際の具体的な手法に関する助言。
- (4) その他環境保全検討の実施に関する事項。

3. その他事項

当委員会において、環境配慮事項及び代償措置の具体的な方法等について助言し検討等が実施されれば、別途平成25年度以降に、具体的な代償措置及びモニタリングの実施計画について指導・助言を頂く委員会を開催することを予定している。